

司法省雇 菊池武夫

〔欄外注記1〕
昨廿六日別
右本日左記之通辞令書相渡候条別紙履歴書相添此段及御届候也
明治十四年十二月廿七日 東京大学総理 加藤弘之

文部卿 福岡孝弟殿

再伸曾テ〔抹消〕〔月俸七十五円已下ニ当ル〕教員申付候雇人〔之義相
伺候事有之〕〔朱書〕〔東京大学雇〕候得共右ハ誤リテ相伺候事ユヘ今回
ハ経伺不致直ニ雇入候義ニ有之候条此段為念附述候也

司法省雇 菊池武夫

東京大学雇兼勤申付候事

但し当一ヶ年金四百八拾円給与候事

同人

法学部講師可相勤事

履歴書

麴町区四番町壹番地寄留

岩手県土族 菊池武夫

128 司法省雇菊池武夫東京大学法学部講師兼勤届に付伺

〔明治十四年十二月二十七日〕

〔朱書〕
〔丙第百二一號〕

総理 (加藤弘之)
(花押)

教務課 (富塚恂)
(井上工一)

庶務課 (五十嵐恭次)
(坪内教之助)

同心得

同補助 (服部三三)
(花押)

菊池武夫兼雇ノ御届ハ左ノ通ニ而可然哉

明治八年七月文部省ノ命ヲ受アメリカ合衆国へ渡リ同国マサチ
ユセツ州ボストン、ユニバルシチー法学部へ入門
同十年六月同学校ノ業ヲ了法学士ノ称ヲ授リタリ猶其後一年同
校ニテ定課外ノ学科ヲ修メタリ

其後二年間ハ裁判所ニ出席シ又ハ時々代言人ニ就実地見習質問
等ヲナン傍ハラ法理学法〔学〕〔抹消〕律古実学等ヲ学タリ又ゼルマン
法学士ノ著書ヲ研究センカ為少シクドイツ語ヲ修メタリ

明治十三年十月帰朝翌月司法省雇トナリ民事局詰ヲ命セラレタ

リ

翌十四年二月代言人試験委員同十二月第三局詰兼務ヲ命セラレ
タリ

(欄外注記)

「届済」

『文部省往復』明治十四年甲、㊦A34